

柴選管告示第28号

選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項、第28条の3第1項及び第30条の12第2項の規定による選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況（令和7年12月から令和8年2月まで）について、次のとおり公表する。

令和8年6月1日

柴田町選挙管理委員会委員長 水戸一郎



1 選挙人名簿の抄本の閲覧の状況

閲覧なし

2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況

閲覧なし